

平成 2 6 年

第 6 回 定 例 教 育 委 員 会

我孫子市教育委員会



## 平成26年第6回定例教育委員会日程

日 時 平成26年6月24日（火） 午後2時00分から

場 所 教 育 委 員 会 大 会 議 室

日程第1 会議録署名委員の指名  
豊島 秀範

日程第2 議 案

議案第1号 我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について （総務課）

議案第2号 我孫子市五本松運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について  
（文化・スポーツ課）

議案第3号 我孫子市民文化スポーツ栄誉章の顕彰について （図書館）

日程第3 諸 報 告

## 目 次

議案第 1 号	我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について	・ ・ ・ ・ 1
議案第 2 号	我孫子市五本松運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	・ ・ ・ ・ 5
議案第 3 号	我孫子市民文化スポーツ栄誉章の顕彰について	・ ・ ・ ・ 7

## 議案第 1 号

我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成 26 年 6 月 24 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉部俊治

### 提案理由

職員の夏季休暇の付与日数を変更するとともに、条文の整備を行うため、提案するものです。

我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成元年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第3（第6条関係） 特別休暇の基準		別表第3（第6条関係） 特別休暇の基準	
原因	期間	原因	期間
1の項から11の項まで 略	略	1の項から11の項まで 略	略
12 忌引	<b>附表1</b> に定める期間内において必要と認める期間	12 忌引	<b>附表</b> に定める期間内において必要と認める期間
13の項 略	略	13の項 略	略
14 骨髄移植のための <b>骨髄</b> <b>若しくは末梢血幹細胞</b> <b>移植のため</b> <b>の末梢血幹細胞</b> の提供者希望者と <b>して</b> その登録を実施する者に対して登録の申	その都度必要と認める期間	14 骨髄移植のための <b>骨髄液</b> の提供希望者 <b>そして</b> その登録を実施する者に対して登録の申出を行い、 <b>又は</b> <b>骨髄移植のため</b> 配偶者、父母、	その都度必要と認める期間

<p>出を行い、  <b>又は</b>配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、<b>骨髓移植のため骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞</b>を提供する場合で、当該申出又は提供に<b>伴い</b>必要な検査、入院等<b>のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき</b></p>	
15の項 略	略
16 つわり	<b>一の妊娠期間につき、5日を超えない範囲内においてその都度必要と認める期</b>

<p>子及び兄弟姉妹以外の者に<b>骨髓液</b>を提供する場合で、当該申出又は提供に<b>伴う</b>必要な検査、入院等</p>	
15の項 略	略
16 つわり	5日を超えない範囲内においてその都度必要と認める期間 <b>とする。</b>

	間
17の項 略	略
18 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年の7月から <u>9月</u> までの期間内における <u>6日</u> の範囲内の期間
19の項及び20の項	略

17の項 略	略
18 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年の7月から <u>8月（任命権者が必要と認められた場合は9月）</u> までの期間内における <u>9日</u> の範囲内の期間
19の項及び20の項	略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(平成26年度における夏季休暇の特例)
- 2 平成26年度に限り、改正後の規則別表第3第18の項期間の欄中「6日」とあるのは、「7日」とする。



議案第 2 号

我孫子市五本松運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則の  
一部を改正する規則の制定について

我孫子市五本松運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正  
する規則を次のように制定する。

平成 26 年 6 月 24 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

日没の時間を考慮し、5月から8月までの期間における五本松運動広場の  
使用時間を変更するため、提案するものです。

我孫子市五本松運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

我孫子市五本松運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成22年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（運動広場の使用時間）</p> <p>第2条 我孫子市五本松運動広場（以下「運動広場」という。）の使用時間は、<u>5月から8月までの間は午前9時から午後6時まで、9月から翌年4月までの間は午前9時から午後5時までとする。</u>ただし、我孫子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要があると認めたときは、これを変更することができる。</p>	<p>（運動広場の使用時間）</p> <p>第2条 我孫子市五本松運動広場（以下「運動広場」という。）の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、我孫子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要があると認めたときは、これを変更することができる。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 3 号

我孫子市民文化スポーツ栄誉章の顕彰について

次の者について、その功績を称え、我孫子市民文化スポーツ栄誉章顕彰者として市長へ推薦する。

ふり 氏が 名 がな うえはし 菜穂子 上橋 穂子

功 績 国際アンデルセン賞受賞

経歴等 別紙のとおり

平成 26 年 6 月 24 日 提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉部俊治

提案理由

国際アンデルセン賞を受賞した上橋菜穂子氏について、我孫子市民文化スポーツ栄誉章顕彰規則第 4 条第 1 号及び第 3 号の規定に該当する顕彰者として市長へ推薦するため、提案するものです。

うえはし なほこ  
上橋 菜穂子（我孫子市白山在住）

東京都生まれの児童文学作家、ファンタジー作家、SF作家、文化人類学者。

日本児童文学者協会会員

立教大学文学部卒業後、女子栄養大学助手、武蔵野女子短期大学非常勤講師、川村学園女子大学講師を経て、同大学児童教育学科教授、2012年10月には、特任教授として教育学部児童教育学科で児童文学を担当

代表作 「守り人シリーズ」、「獣の奏者シリーズ」

主な受賞歴 日本児童文学者協会新人賞（1992年）

野間児童文芸新人賞（1996年）

産経児童出版文化賞ニッポン放送賞（1997年）

日本児童文学者協会賞（2000年）

路傍の石文学賞（2001年）

巖谷小波文芸賞（2002年）

小学館児童出版文化賞（2003年）

野間児童文芸賞（2004年）

国際アンデルセン賞（2014年）

#### 推薦理由

上橋さんは、平成26年3月24日、“児童文学のノーベル賞”といわれる国際アンデルセン賞の作家賞に選ばれました。日本人で作家賞を受賞するのは、1994年のまど・みちおさん以来、2人目という快挙です。

上橋さんの『獣の奏者』や「守り人シリーズ」は、9か国語で翻訳され、民族や国家の衝突など普遍性のあるテーマや精緻な描写が、国際的にも高く評価されています。

#### 国際アンデルセン賞

国際児童図書評議会が、世界の児童文学者、画家を対象に2年に1度表彰する国際賞で、作家賞と画家賞があります。個々の作品に対する評価ではなく、児童文学への永続的な貢献を観点に、作家の全業績に対して贈られるものです。

過去には、ムーミンシリーズで有名な、トーベ・ヤンソンなどが受賞しています。

○我孫子市民文化スポーツ栄誉章顕彰規則

昭和58年9月21日規則第23号

改正

昭和62年5月16日規則第32号

平成24年1月13日規則第2号

我孫子市民文化スポーツ栄誉章顕彰規則

(目的)

**第1条** この規則は、文化又はスポーツの活動により広く市民に敬愛され、社会に明るい希望を与え、我孫子市の名を高めた者に対し、我孫子市民文化スポーツ栄誉章（以下「市民栄誉章」という。）を贈ることによりその栄誉をたたえ、もって市民のふるさと意識の高揚に資することを目的とする。

(顕彰者)

**第2条** 市民栄誉章の顕彰は、我孫子市長（以下「市長」という。）が行うものとする。

(顕彰の対象)

**第3条** 顕彰の対象は、文化又はスポーツの分野での業績が顕著であつたと認められ、かつ、市内に居住している者若しくは居住していた者又は市内に所在している団体に対して行う。

(顕彰者の選定基準)

**第4条** 市長は、次の各号のいずれかの選定基準に該当し、適当と認めたものを選定する。

**(1) 世界的規模の芸術のコンクール等で顕著な成績を収めたもの**

(2) 国際オリンピック大会若しくは世界的規模のスポーツ競技会において顕著な成績を収めたもの又は公式の世界記録を更新したもの

**(3) その他文化又はスポーツの分野の活動をとおして広く市民に夢と希望を与え、潤いと活力のある社会づくりに貢献したと認められるもの**

(顕彰の方法)

**第5条** 顕彰は、個人又は団体に対し市民栄誉章を授与して行う。

2 市民栄誉章は、賞状及び記念品とする。

3 顕彰を受けた者の氏名又は名称及び業績は、我孫子市広報に掲載して公表する。

(顕彰の時期)

**第6条** 顕彰は、随時行う。

(待遇)

**第7条** 市長は、顕彰者に対し、次の待遇をすることができる。

(1) 市の公の式典への参列

(2) 死亡の際における相当の礼をもつてする弔慰

(3) その他市長が必要があると認める待遇

(顕彰の取消し)

**第8条** 市長は、顕彰者が本人の責めに帰すべき行為により著しく我孫子市の名を傷つけ、市民栄誉章にふさわしくなくなつたときは、市民栄誉章を取り消すことができる。

2 前項の規定により市民栄誉章を取り消された者は、当該取消しの日から前条の規定により与えられた待遇を失う。

(庶務)

**第9条** 顕彰に関する庶務は、秘書担当課において処理する。

(委任)

**第10条** この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

#### 附 則 (昭和62年5月16日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

#### 附 則 (平成24年1月13日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。